

第7回 憲法と人権の限界(4)

【到達目標】 人権の私人間効力という問題の意味を理解している。私人間の紛争において人権侵害の主張がなされた場合に、法的解決のためには、どのような論理構成をとるべきかについて、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

【事前学修】 三菱樹脂事件最高裁判決(1-8)及び昭和女子大事件最高裁判決(1-9)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

7. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規制することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規制する規範ではない。
- ・ しかしながら、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定することになるので、判例は (3) の立場を採っている(三菱樹脂事件最高裁判決(最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁))。
- ・ 日産自動車事件最高裁判決(最判昭和 56 年 3 月 24 日民集 35 卷 2 号 300 頁)の判決文では「上告会社の就業規則中女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法九〇条の規定により無効であると解するのが相当である(憲法一四条一項、民法一条ノ二<sup>※1</sup>参照)。」と判示されている。

<sup>※1</sup> 民法1条の2は、現在の民法2条に相当する。

- ・ 間接適用説では、私的な「人権」侵害が純然たる事実行為に基づく場合には、真正面から憲法問題として争うことはできない。アメリカの判例法理では、私人の行為が公的な機能をはたしている場合や、私人の行為に州の関与・授権・奨励がある場合などに、私人の行為が州の行為(state action)と同視されて憲法に拘束されると解されている。

- ・ 近時、国家が個人の基本権を他者による侵害から保護しなければならないという義務があることを前提に、立法による保護措置がない場合には、裁判所が国家機関として介入し、保護を与えなければならないという考え方が有力に主張されている。

- 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）
- 日産自動車事件最高裁判決（最判昭和 56 年 3 月 24 日民集 35 卷 2 号 300 頁）
- 昭和女子大事件最高裁判決（最判昭和 49 年 7 月 19 日民集 28 卷 5 号 790 頁）

【事後学修】 講義の内容を踏まえて、憲法の私人間効力について整理する。日産自動車事件最高裁判決（I-11）の事実の概要及び判旨等を読んでおく。

【次回予告】 次回は、憲法判例の読み方を実習する。ここでは、次の 2 つの判例を取り上げる。

- ・ マクリーン事件最高裁判決（最大判昭和 53 年 10 月 4 日民集 32 卷 7 号 1223 頁）
  - ・ 三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁）
- 授業時間中は、判タ（『判例タイムズ』）の版面に沿って解説を行うので、法学部図書館 3 階の東側の書架で判タの該当ページをコピーするか、または、学内のネットワーク環境から、大学の法学部図書館のウェブサイト (<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/>) にアクセスし、「電子ジャーナル・データベース」のページからリンクされている、D1-Law.com からダウンロードされたい（なお、マクリーン事件判決は判タ 368 号 196-200 頁、三菱樹脂事件判決は判タ 302 号 112-123 頁である）。

【2020 年度の特例】学内のネットワーク環境にアクセスすることが難しいので、授業担当者から、別途、資料を提供する。

## Quiz

Q7 憲法の人権規定の私人間への適用に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみをすべて挙げているのはどれか。なお、以下では、直接適用説とは、憲法の人権規定が私法関係においても直接適用されるとする見解のこととし、間接適用説とは、民法第 90 条の公序良俗規定のような私法の一般条項を媒介にして憲法の人権規定を間接的に適用させようとする見解のこととする。

ア. 直接適用説に対しては、同説の立場に立つと、私人間で契約を締結した場合にも、それが人権規定に抵触すれば直接憲法により違憲とされることがあるなど、本来自由を保障するはずの人権規定により、市民社会の原則である私的自治の原則が害されるおそれがあるとの批判が可能である。

イ. 男子の定年年齢を 60 歳、女子の定年年齢を 55 歳と定める会社の就業規則を性別のみによる不合理な差別を定めたものであり無効であるとする見解は、直接適用説から導くことができるものであり、間接適用説からは導くことができない。

ウ. 間接適用説の立場に立つと、奴隷的拘束及び苦役からの自由（憲法第 18 条）や勤労者の団結権（憲法第 28 条）の保障規定も、専ら国と個人との関係を規律するものとなり、私人相互の関係を直接規律することを予定する規定ではないことになる。

エ. 間接適用説の立場に立つて、民法第 90 条等の私法の一般条項を、憲法の趣旨をとり込んで解釈・適用する場合は、人権価値を積極的に導入することも、逆に消極的に導入することもあり得ることになる。

オ. 判例は、社会的に許容し得る限度を超える人権の侵害があった場合は民法第 90 条等の適切な運用によって解決できるとして間接適用説の立場に立った上で、企業者が特定の思想を有することを理由に労働者の雇入れを拒否することは違法であるとしている。

1. ア、イ    2. ア、エ    3. イ、オ    4. ウ、エ    5. ウ、オ

(平成 21 年度国家公務員採用 I 種試験)